

「ウェルカムやまだ宿泊割」をご利用いただく皆さまへ

「ウェルカムやまだ宿泊割」を利用する際は、国の新型コロナウイルス感染症対策の方針に則り、チェックインの際に2種類の証明書の提出が必要となります。

1 居住地を確認できる身分証明書

2 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証等または検査結果通知書

上記証明書は、宿泊割を受けようとする方全員分の確認が必要です。
なお、現物以外（スマートフォン等で撮影した画像やコピー等による写しの提示）でも可能です。

※12歳未満については、同居する監護者が同伴する場合には提示の必要はありません。

「予防接種済証」または「検査結果通知書」について

割引適用を受けようとする方は、予防接種済であることまたは陰性であることの証明として、「予防接種済証明書」または「検査結果通知書」を提示してください。

予防接種済証明書・・・以下の3点が該当

- ・新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- ・新型コロナウイルスワクチン接種記録書
- ・新型コロナウイルスワクチン接種証明書

ココを確認！ 割引適用に必要な「予防接種済証明書」の条件

□ 2回目の摂取日から14日以上経過したもの※

※数日間にわたる宿泊の場合は、宿泊初日が基準となります。

【例】4/18に2回目のワクチン接種 ⇒ 5/1（14日目）から宿泊可能

□ 本人であること（身分証明書等と照合）

□ 2回分のワクチンシールが貼られていること（予防接種済証または接種記録書の場合）

検査結果通知書・・・以下の3点が該当

- ・PCR検査結果における陰性証明
- ・抗原定量検査における陰性証明（検査結果通知書）
- ・抗原定性検査における陰性証明（検査結果通知書）

ココを確認！ 割引適用に必要な「陰性証明書」の条件

□ 旅行開始日及び宿泊の初日において有効期限が過ぎていないもの*

※PCR検査結果における陰性証明

※抗原定量検査における陰性証明（検査結果通知書）は、PCR検査及び抗原定量検査の有効期限は3日間のため、利用者が旅行開始日・宿泊初日の3日前以降に検体採取を行った場合の検査結果通知書により、陰性であることが証明できることが必要です。

【例】4/4が宿泊日 ⇒ 4/1以降の検査結果通知書にて陰性であること

※抗原定性検査は、宿泊者が宿泊日の前日または宿泊当日に検体採取を行った場合の検査結果通知書により、陰性であることが証明できることが必要です。

□ 本人であること（身分証明書等と照合）

□ 検査結果が陰性であること

□ 検査方法が明記されていること

【お問い合わせ先】

一般社団法人山田町観光協会 TEL : 0193-65-7901